

国民年金保険料の収納事業 民間競争入札実施要項

1 目的

我が国の公的年金制度は、20歳から60歳までのすべての国民が加入し保険料を負担することにより、老後、障害及び死亡の生活保障を担う、国民生活になくてはならない非常に重要な制度である。

しかしながら、現下の厳しい経済情勢や制度に対する誤解や不信等を背景に、国民年金保険料の未納者は多数（うち過去24ヶ月間の保険料が未納の者：平成19年度末時点で約308万人）存在し、無年金者又は低額年金者の増大のみならず、社会連帯に基づく公的年金制度の根幹にかかわる大きな問題となっており、未納対策は喫緊の課題である。

このような状況の下、社会保険庁においては、未納者の解消に向けて、各社会保険事務局・事務所ごとに策定した行動計画に基づき、電話による案内や文書による集合徴収等のお知らせの送付のみならず、戸別訪問による納付督促を行うとともに、負担能力があるにもかかわらず、度重なる納付督促によっても年金制度に対する理解が得られない者に対しては、公平な負担の観点から強制徴収を実施するなど、徹底した収納対策に取り組んでいるところである。特に戸別訪問については、各社会保険事務所に配置した国民年金推進員を活用し、滞納者との面談により年金制度の説明を行い保険料納付に理解を求めながら、収納や免除等申請、口座振替申請等の各種届書の受理や周知も含め、包括的な納付督促を実施することにより、一定の成果を上げてきたところである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実現について透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

本事業は、社会保険庁が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、国民年金保険料の未納者に対する納付の勧奨（保険料の免除、若年者納付猶予及び学生納付特例制度（以下「免除等」という。）申請手続の勧奨を含む。）及び請求、納付の受託等の業務について、民間事業者の創意工夫やノウハウを活用して国民年金保険料の収納の向上を図ることを目的として、法第14条並びに第15条において準用する第10条、第11条第1項、第12条並びに第13条第1項及び第3項に基づき、民間競争入札により民間事業者に委託するものである。

2 本事業の基本的な考え方

- (1) 本事業は、民間事業者の創意工夫を最大限活用し、対象となる国民年金法第88条の規定により保険料を納付する義務を負う者であって、保険料を納付期限内に納付しない者（社会保険庁が強制徴収手続を行う者等を除く。以下「保険料滞納者」という。）すべてに対して、文書、電話及び戸別訪問による督励等、保険料滞納者の特性に合わせた様々な手法を用い、国民年金制度の意義・役割、保険料納付義務及び年金受給権の確保等に係る理解の促進を図ることにより、滞納保険料の納付のみならず将来にわたる自主的な保険料納付に結びつけ、保険料収納の向上を図るものである。
- (2) 民間事業者の創意工夫を最大限活用する観点から、業務の具体的な遂行の在り方や実現の手法は、民間事業者の提案と裁量に委ねるものとし、その業務の成果を評価し、対価の支払い等を行うものとする。

3 対象業務に関する事項

(1) 対象業務の内容

保険料の納付義務を負う第1号被保険者のうち、保険料滞納者に対する督励に関し、以下の（ア）から（エ）までの業務を包括的に委託する。なお、督励業務を実施するにあたり、その手段・手法については、民間事業者の提案に委ねるものとする。

（ア）保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督励業務

保険料滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない事実の通知、納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨及び請求に関する業務を行う。

ただし、①国民の年金受給権を確保する観点から、社会保険庁から提供された保険料滞納者のすべてに対して納付督励を行うことを基本とし、②単に滞納保険料の収納のみならず、将来にわたる自主的な保険料納付に結びつけるよう、公的年金制度に対する理解や口座振替又はクレジットカード納付（以下「口座振替等」という。）の促進を図ること。

なお、上記①の「提供した保険料滞納者のすべてに対して納付督励を行うこと」とは、接触率100%を求めるものではなく、提供した保険料滞納者のすべてに対して、文書、電話又は戸別訪問などにより納付督励を行った事実を、事蹟等により明らかにすることを求めるものである。

（イ）保険料滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

保険料滞納者に対して、保険料が納付期限までに納付されていない理由を確認の結果、所得がない又は極めて低額であるといった経済的な理由である場合、保険料の免除等の制度について丁寧に説明し、免除等の申請手続の勧奨に関する業務を行う。（免除等申請書を送付することができるものとする。ただし、ターンアラウンド方式による申請勧奨業務は除く。）

- * ターンアラウンド方式による申請勧奨とは、市町村から提供を受けた所得情報や被保険者から事前に登録のあった在学予定期間を基に抽出した者に対して、社会保険庁が定期的かつ機械的に申請書を送付するものである。

(ウ) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

保険料滞納者から保険料の納付の申出を受けた場合に、国民年金法第92条の3の規定に基づく保険料の納付受託に関する業務を行う。

(エ) 事業報告書の作成業務

社会保険事務所が行う業務との連携を確保する観点から、以下の事項についてとりまとめ、保険料滞納者の住所を管轄する社会保険事務所へ報告する。

① 日次報告

保険料の納付の請求にあたって、納付書の再交付が必要となった保険料滞納者の氏名、生年月日、基礎年金番号及び納付書の作成対象期間について、速やかに報告する。

② 月次報告

次の内容について、当月分を取りまとめて、翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに報告する。

(i) 保険料の納付の請求に対して拒絶した保険料滞納者のうち、時効までに保険料の納付を行わないと思料する者の氏名、生年月日及び基礎年金番号。

(ii) 保険料滞納者ごとに納付されていない理由の確認並びに保険料の納付の勧奨（保険料の免除等申請手続の勧奨を含む。）及び請求に関する業務を行った事蹟。

(2) 事業対象期間

平成21年10月1日から平成24年9月30日までとする。

(3) 契約期間

国（社会保険庁）との契約期間は、平成21年10月1日から平成21年12月31日までとする。

(4) 対象地区（入札単位）及び対象社会保険事務所

本事業の対象地区及び対象社会保険事務所は、別紙1「対象地区及び対象社会保険事務所一覧」の11地区、127社会保険事務所とする。

(5) 事業実施に関して確保されるべき事業の質

(ア) 本事業に関する要求水準

事業実施に関して質の確保及び向上を図るため、上記3(1)(ア)及び3(1)(イ)について、民間事業者に対して事業の達成目標としての要求水準（以下「要求水準」という。）及び質の確保としての最低水準（以下「最低水準」という。）を設定するものとする。

① 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

(i) 要求水準の設定

各社会保険事務所が目標として定める納付率を達成するために、保険料滞納者から納付していただく必要のある納付月数を、社会保険事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料又は過年度保険料）に設定し、これを要求水準とする。（別紙２－１参照）

＊「各期」

第１期：平成２１年１０月から平成２１年１２月まで

第２期：平成２２年 １月から平成２２年 ４月まで

第３期：平成２２年 ５月から平成２３年 ４月まで

第４期：平成２３年 ５月から平成２４年 ４月まで

第５期：平成２４年 ５月から平成２４年 ９月まで

〔現年度保険料の要求水準の設定の考え方〕

社会保険事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を除き、９９．５％を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙 ２－２ 及び要求水準等算出表参照）

〔過年度保険料の要求水準の設定の考え方〕

・ 過年度１年目

社会保険事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度要求水準を除き、９９．５％を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

・ 過年度２年目

社会保険事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度要求水準及び過年度１年目要求水準を除き、９９．５％を乗じたものに加算月数を加えた月数とする。

（詳しくは、別紙 ２－２ 及び要求水準等算出表参照）

(ii) 最低水準の設定

本事業の最低限の質を確保する観点から、現年度保険料及び各過年度保険料の納付月数について最低水準を設定する。最低水準は、社会保険事務所ごとに、各期、保険料の種別（現年度保険料又は過年度保険料）に設定する。（別紙２－１参照）

〔現年度保険料の最低水準の設定の考え方〕

社会保険事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数を

除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び要求水準等算出表参照）

〔過年度保険料の最低水準の設定の考え方〕

・過年度1年目

社会保険事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数及び現年度要求水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

・過年度2年目

社会保険事務所ごとに、各年度の最低納付月数から見込納付期限内納付月数、現年度要求水準及び過年度1年目要求水準を除き、99.5%を乗じた月数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び要求水準等算出表参照）

なお、第2期から第5期までの要求水準及び最低水準については、被保険者数の減少に基づき、設定を見直すことができるものとする。なお、これに伴う委託費の変更は行わない。

(iii) 業務改善指示

社会保険庁は、各最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合には、民間事業者に対して業務改善指示を行う。

② 保険料滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

(i) 要求水準の設定

免除等申請手続のうち、社会保険事務所ごとに、各期に免除等の承認見込み件数（以下「免除等承認件数」という。）を設定し、これを要求水準とする。（別紙2-1参照）

〔要求水準の設定の考え方〕

社会保険事務所ごとに、各年度の年度末第1号被保険者数に、目標免除率（申請全額免除承認率＋若年者納付猶予承認率＋学生納付特例承認率）を乗じたものに、さらに135.69%を乗じた件数とする。

（詳しくは、別紙2-2及び要求水準等算出表参照）

(ii) 最低水準の設定

なお、本事業の最低限の質を確保する観点から社会保険事務所ごとに、各期に最低水準を設定する。（別紙2-1参照）

〔最低水準の設定の考え方〕

社会保険事務所ごとに、各年度の年度末第1号被保険者数に、最低水準免除率（申請全額免除承認率＋若年者納付猶予承認率＋学生納付特例承認率）を乗じたものに、さらに135.69%を乗じた件数とする。

（詳しくは、別紙2－2及び要求水準等算出表参照）

なお、第2期から第5期までの要求水準及び最低水準については、被保険者数の減少に基づき、設定を見直すことができるものとする。なお、これに伴う委託費の変更は行わない。

（iii）業務改善指示

社会保険庁は、各最低水準を下回った又は下回ることが明らかになったと判断した場合には、民間事業者に対して業務改善指示を行う。

（イ）納付受託業務及び報告義務

納付受託業務及び報告業務については、適用される法令、実施要項及び契約の規定に従って適切に行うこと。

（ウ）委託費

① 委託費の支払い

委託費については、落札金額を委託期間の月数（3ヶ月）で除して得た額（100円未満の端数が生じた場合は切り上げし、最終支払時に調整するものとする）を毎月支払うものとする。

なお、委託費は、第2期から第5期までの要求水準及び最低水準の見直しに伴う変更を行わない。

② 事務所別・期別・保険料の種類別基本額の増額及び減額措置

上記①の委託費を、事務所ごとの要求水準別・期別に按分し（以下「各期別委託費」という。）、上記3（1）（ア）及び（イ）の要求水準の割合に応じて按分した基本額（以下「事務所等別基本額」という。）について、次の（i）から（vi）のとおり増額又は減額の措置を講ずるものとする。

〔事務所等別基本額の設定の考え方〕

各期別委託費（第1期から第5期）＝ 委託費 × 各期（上記3（5）（ア）に示す第1期から第5期）における期間／事業対象期間

・保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

① 事務所等別基本額（現年度）＝ 各期別委託費 × 2／3 × 現年度保険料要求水準／（現年度要求水準＋過年度1年目要求水準＋過年度2年目要求水準）

② 事務所等別基本額（過年度1年目）＝ 各期別委託費 × 2／3 × 過

年度1年目保険料要求水準／（現年度要求水準＋過年度1年目要求水準＋過年度2年目要求水準）

- ③ 事務所等別基本額（過年度2年目）＝ 各期別委託費 × 2／3 × 過年度2年目保険料要求水準／（現年度要求水準＋過年度1年目要求水準＋過年度2年目要求水準）

・ 保険料滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

事務所等別基本額（免除等勧奨）＝ 各期別委託費 × 1／3

なお、過年度保険料及び免除等承認件数の要求水準の各期達成状況は、第1期においては平成21年12月末時点、第2期においては平成22年3月末時点、第3期においては平成23年3月末時点、第4期においては平成24年3月末時点、第5期においては平成24年9月末時点における、それぞれの実績値とする。

- （i）要求水準（現年度納付月数）を超過した場合の増額

納付月数（現年度）が要求水準（納付月数）を超過した割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

- （ii）要求水準（現年度納付月数）に達しなかった場合の減額

納付月数（現年度）が要求水準（納付月数）に未達の割合0.5%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.5%未満の場合は減額しない。

- （iii）要求水準（過年度納付月数）を超過した場合の増額

過年度納付月数が要求水準（過年度納付月数）を超過した割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

- （iv）要求水準（過年度納付月数）に達しなかった場合の減額

過年度納付月数が要求水準（過年度納付月数）に未達の割合0.5%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.5%未満の場合は減額しない。

- （v）要求水準（免除等承認件数）を超過した場合の増額

免除等承認件数が要求水準（免除等承認件数）を超過した割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を増額する。なお、超過した割合が0.1%未満の場合は増額しない。

- （vi）要求水準（免除等承認件数）に達しなかった場合の減額

免除等承認件数が要求水準（免除等承認件数）に未達の割合0.1%ごとに、当該割合を事務所等別基本額に乗じて得た額を減額する。なお、未達割合が0.1%未満の場合は減額しない。

- ③ 口座振替等の獲得業務に係る成功報酬及び加算措置

保険料滞納者に対して、口座振替等の勧奨を行った上で新規に口座振替等と

なった件数 1 件につき、1, 500 円（税込み）を成功報酬として支払うものとし、併せて 12 ヶ月相当に換算した月数を現年度の納付月数に加算することとする。

（６）民間事業者に提供する情報等

（ア）保険料滞納者の情報

保険料滞納者に係る情報は、原則として毎週、磁気媒体により民間事業者に対して提供する。

提供する情報の範囲は、以下に示す①から③までのとおりとする。（社会保険事務所において納付督促業務に従事している国民年金推進員に対して提供している情報と同範囲である。）

- ① 被保険者の基本情報（被保険者の氏名、住所、生年月日など）
- ② 被保険者の国民年金に係る納付記録（過去 3 年間の保険料納付状況、加入記録など）
- ③ 被保険者に対する督促の事蹟

＊ 新規滞納者の発生情報及び保険料納付情報については、事象発生の翌週もしくは翌々週に提供される情報に反映される。

併せて、事業に必要な範囲内で社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機の使用を認めることにより、当該情報の提供を行う。

（イ）保険料の免除等勧奨対象者の情報

社会保険庁は、国民年金法第 108 条の規定に基づき市町村から所得情報の提供を受けたときは、上記（５）（ア）の情報に免除等勧奨対象者である旨を付記して民間事業者に対して提供する。

（ウ）市町村ごとの納付状況及び免除等承認状況

毎月 1 回、納付対象月数に対する納付月数及び保険料の免除等が承認された件数の情報を、市町村ごとに一覧表形式で民間事業者に対して提供する。

（７）社会保険事務所との連携・協力

社会保険事務所は、民間事業者が行う納付督促スケジュールに合わせて、参考となる各種統計情報等について民間事業者が提供を希望する場合は、民間事業者からの申出に基づき、事業に必要な範囲で提供する。

また、民間事業者は、社会保険事務所が行う広報や強制徴収の取組等のスケジュールに合わせて納付督促情報の提供を行うなど、双方が連携した取組を実施できるよう情報の提供を行うものとする。

こうした情報提供を軸に、社会保険事務所と民間事業者の連携を図るとともに、社会保険事務所において民間事業者の事業実施状況の把握と分析を行い、必要に応じて助言・提案を行うなど、双方が協力して国民年金保険料の納付状況の改善・向上に取り組む体制を構築するものとする。

4 受託者選定に関する事項

(1) 民間競争入札に参加する者に必要な参加資格

- (ア) 法第15条において準用する第10条各号に該当する者でないこと。
- (イ) 平成19、20及び21年度の厚生労働省競争参加資格「役務の提供等」において、入札実施区域における「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされている者であること。
- (ウ) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者でないこと。
- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 次のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - i 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ii 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - iii 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - iv 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - v 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (エ) 厚生年金保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の未納がない者であること。厚生年金保険の適用を受けない個人事業所の場合は、事業主が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (オ) 当該業務に、直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の滞納がない者を従事させることができる者であること。
- (カ) 個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者またはISO/IEC 27001:2005 またはJISQ 27001:2006 認証取得事業者であること。

(2) 民間競争入札に参加する者の募集

(ア) 民間競争入札に係るスケジュール（予定）

- | | |
|--|------------|
| ① 入札公告 | 平成21年6月下旬頃 |
| ② 入札説明会 | 平成21年7月上旬頃 |
| ③ 入札説明会後の質問期限 | 平成21年7月下旬頃 |
| 質問については書面で受け付けることとし、回答については軽微なものを除き公表する。 | |
| ④ 入札書提出期限 | 平成21年8月上旬頃 |
| ⑤ 評価委員会（入札書の評価）及び
入札参加者によるプレゼンテーション | 平成21年8月中旬頃 |

- ⑥ 開札
- ⑦ 契約の締結

平成21年9月上旬頃
平成21年9月中旬頃

(イ) 入札実施手続

① 入札の単位

入札は、別紙1「対象地区及び対象社会保険事務所一覧」に示す11の「対象地区」を単位とし、上記3(2)に示す事業対象期間のうち、上記3(3)に示す契約期間を対象として行うものとする。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)は、入札金額を記載した書類(以下「入札書」という。)及び総合評価のための事業運営の具体的な方法、業務の質の確保の方法等に関する書類(以下「企画提案書」という。)を提出するものとする。

③ 入札書の内容

入札参加者が提出する入札書に記載する入札金額は、上記3(2)に示す事業対象期間において対象地区内の各社会保険事務所の要求水準を達成するために企画提案した施策を実施するために必要となる設備、人材、機材等について、民間事業者自らの費用負担によりこれを準備するものとし、これらの費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとし、上記3(3)に示す契約期間に換算した金額を記載すること。(この場合、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった経費の105分の100に相当する金額を記載すること。)

併せて、経費の積算内訳書(上記3(2)に示す事業対象期間における経費の積算内訳を記載すること。)を添付すること。

④ 企画提案書の内容

入札者が提出する企画提案書には、上記3(2)に示す事業対象期間における本事業の対象地区内の各社会保険事務所の要求水準を達成するための企画提案の内容として、次の事項について記載する。

(i) 基本的考え方

(ii) 実施体制

a 組織体制

b 運営管理

(iii) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の納付督促業務

a 実施する施策の内容

b スケジュール及び実施体制(人員体制等)

c 事業(達成)目標

(iv) 保険料滞納者に対する国民年金保険料の免除等申請手続の勧奨業務

a 実施する施策の内容

b スケジュール及び実施体制(人員体制等)

c 事業(達成)目標

(v) 被保険者の委託に基づく国民年金保険料の納付受託業務

納付受託業務の実施内容

詳細については、別添「総合評価基準」のとおりとする。

⑤ 企画提案書の添付資料の内容

企画提案書の添付資料は、次のとおりとする。

(i) 企画提案書内容整理表

(注) 企画提案書に記載された内容の要約版を作成すること。

(ii) 実施体制（組織体制、再委託等）に関する概念図

(iii) 民間事業者の概要に関する資料

a 民間事業者の概要に関する資料

b 過去に本事業における各施策の全部又は一部に有効であると考えられる業務に携わったことがある場合は、その業務内容及び期間

(iv) 法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類

(v) 個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者またはISO/IEC 27001:2005 またはJISQ 27001:2006 認証取得事業者であることを証明する書類の写し

(3) 落札者を決定するための評価の基準及び落札者の決定

国民年金保険料の収納事業を実施する者（以下この項において「落札者」という。）の決定は、対象地区ごとに総合評価の方式をもって競争入札により落札者を決定する。

(ア) 評価の方法

落札者を決定するための評価は、提出された企画提案書の内容が、本事業の目的に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行うものとする。

評価の決定に当たっては、全国の9つのブロック（別紙1「対象地区及び対象社会保険事務所一覧」参照。）ごとに評価委員会を設置し、対象地区を管轄する各ブロックの評価委員会の意見を反映するものとする。

企画提案書の評価基準は、別紙3「総合評価基準」のとおりとする。

(イ) 落札者の決定

① (1)の競争参加資格を全て満たし、上記(ア)の評価方法において必須とされた項目の要件を全て満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者のうち、企画提案書の審査により得られた各評価項目の得点の合計点（最高1,200点）を入札価格で除して得た数値（以下「総合評価点」という。）の最も高い者を落札者として決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令第85条の規定による基準において定める額を下回った場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否か、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められるか否かについて、予算決算及び会計令第86条の規定に基づく調査を行うものとし、調査

の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認められたときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。
- ③ 落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額及び落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。
- ④ 入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限の範囲内である入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。なお、これによっても落札者となるべき者が決定しない場合には、必要に応じ入札条件の見直しを行った上で、再度の公告と入札を行うものとする。

5 従来の実施状況に関する情報の開示

上記３（２）に示す事業対象期間に係る本事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に必要な事項は、別紙４のとおりである。

6 民間事業者に使用させることができる国有財産

- （１）民間事業者が、本事業を行うために保険料滞納者の納付状況を確認する場合及び保険料滞納者の個人情報を持行する場合には、民間事業者の要請に基づき、社会保険オンラインシステムの可搬型照会用窓口装置及び金銭登録機を無償で貸与できるものとする。
- （２）民間事業者が、前項の物品の貸与を受ける場合にあっては、「物品貸与申出書」を作成し、社会保険庁の承認を得なければならない。
- （３）民間事業者は、前項の規定により使用を認められた物品については、善良な管理者の注意をもって使用するとともに、これを目的外に使用してはならない。
- （４）民間事業者は、貸与された物品について、民間事業者の責による理由により、破損、故障、紛失等による損害が生じた場合においては、これを賠償するものとする。

7 民間事業者が本事業を実施する場合において適用される法令の特例

- （１）民間事業者が保険料滞納者に対して実施する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第７２条の規定は適用しない。

- (2) 本事業を実施する民間事業者は、国民年金法第92条の3第1項第2号の規定による指定を受けた者とみなして、同条第3項から第5項まで並びに同法第92条の4及び第92条の5の規定を適用する。

8 民間事業者が本事業を実施するに当たり社会保険庁長官に対して報告すべき事項、
秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の事業の適正かつ確実な実施のために
法令及び契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項等

(1) 報告事項等

(ア) 報告

民間事業者は、当月分の保険料滞納者に対する接触の手法別に業務を実施した結果を日ごとに集計した報告書を、翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は翌平日）までに社会保険庁長官に報告するとともに、必要に応じて社会保険庁から求められた場合には、同様に報告するものとする。なお、報告書様式は任意とする。

(イ) 調査

- ① 社会保険庁は、法第26条の規定に基づき、本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、本事業の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所及び実施施設に立ち入り、本事業の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

立入検査をする社会保険庁の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

- ② 社会保険庁は、本事業を実施するために必要があると認めるときは、本事業の実施状況を公表することができる。
- ③ 上記①に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした場合には、法第55条及び第56条の規定により罰則が適用される。

(ウ) 指示

社会保険庁は、法第27条の規定に基づき、民間事業者による本事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密の保持等

(ア) 個人情報の取扱い等

- ① 民間事業者は、社会保険庁から提供された保険料滞納者の個人情報及び業務上知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切な管理を行わなければならない。

また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。

- ② 民間事業者は、保険料滞納者の個人情報を携行する場合には、社会保険庁が貸与する金銭登録機を使用するか、又はパスワード等によるセキュリティが確保された情報端末を利用することとし、紙媒体等による個人情報を携行してはならない。

(イ) 秘密の保持

民間事業者において、本事業に従事している者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

(ア) 禁止行為等

民間事業者において、本事業に従事する者は、次の事項に該当する行為をしてはならない。

- ① 人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穩を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。
- ② 偽りその他不正の手段を用いる行為をしてはならない。
- ③ 保険料滞納者以外の者に対して、保険料滞納者の保険料の納付を勧奨（保険料免除等申請手続の勧奨を含む。）又は請求する行為をしてはならない。
- ④ 保険料滞納者に対して、貸金業者等から金銭の借入れ等による資金調達の要求を行う行為をしてはならない。
- ⑤ 本事業以外の業務に使用するために保険料滞納者の個人情報を収集又は使用する行為をしてはならない。
- ⑥ 保険料滞納者に対して、本事業の内容を構成しない商品その他のサービスの利用を勧誘し、又は金品若しくは役務の提供を要求してはならない。
- ⑦ 保険料滞納者から金品、手数料若しくは報酬を徴収、又は保険料滞納者に対して金品等を与えることをしてはならない。
- ⑧ 保険料滞納者に対して、本事業以外の他の事業活動を行ってはならない。

(イ) 従事者の報告等

民間事業者は、本事業に従事する者について、あらかじめ氏名、住所及び国民年金の未加入及び保険料の未納期間がないことを証する書類等を徴して社会保険庁に報告し、社会保険庁の確認を得た上で業務に従事させるものとする。

(ウ) 身分を示す証明書の提示

民間事業者は、当該業務に従事する者が、面接の方法により保険料滞納者に対して保険料の納付の勧奨（保険料の免除等申請手続の勧奨を含む。）及び請求を行うに当たっては、社会保険庁長官が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(エ) 委託事業の開始及び中止

- ① 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、確実に本事業を開始しなければならない。
- ② 民間事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ社会保険庁の承認を受けなければならない。

(オ) 事業実施記録及び帳簿の作成及び保存

民間事業者は、以下に示す記録及び帳簿を作成し、保存しなければならない。

- ① 保険料滞納者ごとの納付の勧奨（免除等申請手続の勧奨を含む。）及び請求等の業務の実施状況を記録し、委託契約終了日、保険料滞納者が保険料を納付した日又は保険料滞納者が免除等に承認された日から5年間保存すること。なお、最長は委託契約終了日から5年間とする。
- ② 本事業に係る会計に関する帳簿書類を作成し、委託事業を終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(カ) 権利の譲渡等

- ① 民間事業者は、委託契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。
- ③ 民間事業者は、本事業の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ社会保険庁の承認を受けなければならない。

(キ) 再委託

- ① 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託を行ってはならない。
- ② 民間事業者は、本事業の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合には、原則としてあらかじめ企画提案書において、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、記載するものとする。
- ③ 民間事業者は、委託契約締結後にやむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法について、社会保険庁の承認を得るものとする。
- ④ 民間事業者は、上記②又は③により再委託を行う場合には、民間事業者が社会保険庁に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(2) 秘密の保持等」及び本項「(3) 法令及び契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- ⑤ 上記②から④に基づき、民間事業者が再委託先の事業者に義務を実施させる

場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

(ク) 委託内容の変更

社会保険庁及び民間事業者は、本事業の更なる質の向上を図る必要があること、その他やむを得ない理由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由について、相手方の承認を得なければならない。

(ケ) 契約の解除

社会保険庁は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、法第20条第1項の契約を解除することができる。

- ① 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。
- ② 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- ③ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき
- ④ 上記（ア）に定める禁止行為を行ったとき
- ⑤ 上記（ウ）に定める身分を示す証明書の提示に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかったとき
- ⑥ 上記（オ）に定める帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき
- ⑦ 国民年金法第92条の4第2項又は第92条の5第2項の規定による納付受託業務に係る報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- ⑧ 国民年金法第92条の5第1項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- ⑨ 国民年金法第92条の5第3項の規定による立ち入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき
- ⑩ 上記3（5）（ア）①（iii）及び②（iii）に定める業務改善指示に対し、一定期間において最低水準を下回る等、業務の改善が見られない場合に、当該契約の事業全体の状況を考慮した上で必要と判断されたとき。

(コ) 委託契約解除時の取扱い

上記8（3）（ケ）に該当し、契約を解除した場合の取扱いは下記によることとする。

- ① 社会保険庁は民間事業者に対し、当該解除の日までに国民年金保険料の収納事業の契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- ② この場合、民間事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額の100分の10に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に納付しなければならない。

- ③ 社会保険庁は民間事業者が前項の規定による金額を国の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払のあった日までの日数に応じて、年１００分の５の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- ④ 社会保険庁は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

９ 民間事業者が本事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項
--

本事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、

- ① 国が国家賠償法第１条第１項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存する場合は、国が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- ② 民間事業者が民法第７０９条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国の責に帰すべき理由が存在するときは、民間事業者は国に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができることとする。

１０ 事業に係る評価に関する事項

（１）事業の実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、本事業の実施状況については、平成２１年１２月末時点、平成２２年４月末時点、平成２３年４月末時点、平成２４年４月末時点及び平成２４年９月末時点における状況を委託者が調査するものとする。

（２）調査の実施方法

民間事業者がそれぞれ実施した国民年金保険料の収納事業の実施状況について調査を行うものとする。

（３）調査項目

- （ア）国民年金保険料の納付月数、納付率、免除等承認件数
- （イ）納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の実施件数
- （ウ）全未納者への督促の実施状況
- （エ）納付督促及び免除等申請手続の勧奨の実施手法別の効果（接触率、納付約束率等）
- （オ）事業の運営に要した費用

11 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 事業実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告及び公表

民間事業者の事業実施状況については、上記8(1)(ア)の報告等を踏まえ、3(4)(ア)の各期ごとに取りまとめて、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）へ報告するとともに、公表することとする。

また、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、年度ごとに監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(2) 監督体制

(ア) 本事業の契約に係る監督は、契約担当官等が自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

(イ) 本事業の実施状況に係る監督は、上記8の(1)(イ)①により行うこととする。

(3) 民間事業者の責務等

(ア) 本事業に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(イ) 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から直接又は社会保険庁を通じて資料・報告等の提出を求められ、質問を受けることがある。